泉区人財バンク ガイドブック



令和3年12月1日発行

人財バンク登録 早わかりチェック表

- ボランティア精神をもって活動できる。
- ・政治活動、宗教活動及び営利を目的とした活動ではない。



- 講師やパフォーマーとして登録したい。…Aへ
- ・サークルの仲間を募集したい。……Bへ



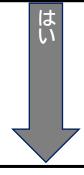


泉区人財バンクには ご登録いただけません。



指導や披露の経験がある。

サークルとして安定した活動経験がある。



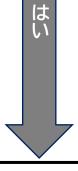








泉区人財バンクには ご登録いただけません。



区内施設など公共施設での 指導・披露の経験がある。

- 区内施設など公共施設で活動している。…Aへ
- ・自宅教室のみで活動している。……Bへ









泉区人財バンクには ご登録いただけません。

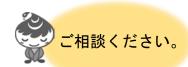


ご相談ください。

登録のご相談を承ります。 いずみ区民活動支援センターに ご連絡ください。

※登録には審査があります。





C

泉区人財バンク ガイドブック 目次

Ι	5	泉区人財バンクについて・・・・・・・・・・・・・・3・4ページ
	1	泉区人財バンクとは
	2	登録の要件について
	3	登録の手続きについて
	4	登録の有効期限について
	5	登録の抹消について
	6	登録するとどんなメリットがある?
	7	登録者によるホームページやSNS等による情報発信について
Ι	Ē	講師・パフォーマー登録について・・・・・・・・・・・5ページ
	1	講師・パフォーマーとして登録するには
	2	どのようにして依頼を受ける?
	3	その他 報酬について
Ш	-	サークル登録「仲間を募集します」について・・・・・・・・6ページ
	1	登録できる人はどんな人?
	2	その他 サークル活動支援講座について
IV	· [問合せ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ページ

I 泉区人財バンクについて



1 泉区人財バンクとは

泉区人財バンクは、自分の知識や経験・特技を「誰かに伝えたい!地域に役立てたい!」と 考えている個人や泉区内を中心に活動しているボランティア団体・趣味のサークル・その他の 団体の方々が登録しているデータバンクです。



2 登録の要件について

1 泉区人財バンクの趣旨を理解し、 登録の目的が明確であること。 2 主に泉区内での活動が期待されること。

これらの要件をすべて 満たす必要があります

6 社会的信用を失う 行為や公序良俗に反す る活動などを行ってい ないこと。

5 政治活動、宗教活動及び営利を目的とした活動でないこと。

3 登録申込書に書かれた内容に偽りがない こと。

4 当事業に対し、ボランティア精神をもって活動すること。



3 登録の手続きについて

登録の目的に応じて、登録申込書に必要事項を記入し、 いずみ区民活動支援センター窓口(区役所1階104窓口)に 直接ご提出ください。相談員がお伺いします。

申込みは区役所1階 104窓口まで



4 登録の有効期限について

登録基準日を2月1日とし、有効期限は2年間とします。 登録内容に変更が生じたときや登録の取消しを希望する場合は、 速やかにいずみ区民活動支援センターへ報告してください。 登録の有効期限は 翌基準日の前日まで



登録の抹消について

登録者が次のいずれかに該当した場合は、登録を抹消させていただきます。

X

登録の内容に偽り のあった場合

政治活動、宗教活 動及び営利を目的 とした活動を 行った場合

社会的信用を失墜 する行為を行った 場合

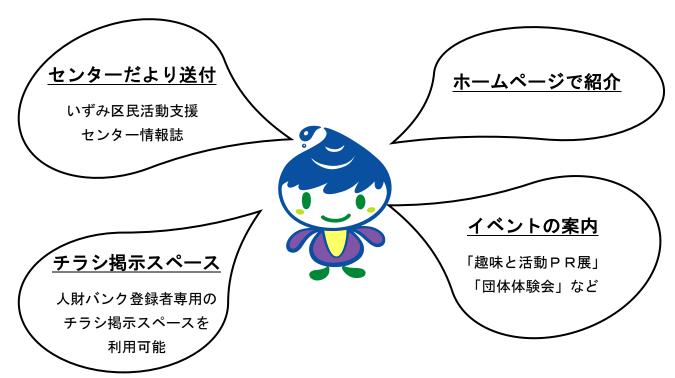
X

継続の意思が確認 できなかった場合

その他区長が適当ではないと判断した場合



② 6 登録するとどんなメリットがある?





7 登録者によるホームページやSNS等による情報発信について

泉区人財バンクの登録名で登録内容と違う内容を発信した場合、泉区人財バンクへの誤 解が生じる恐れがあります。特に「自宅教室」「個人レッスン」等は人財バンクでは取扱い していませんので、人財バンク以外で「自宅教室」「個人レッスン」等をされている場合 は、その活動が人財バンクとは違う活動であることを明記し、誤解がないようにご協力く ださい。

Ⅱ 講師・パフォーマー登録について



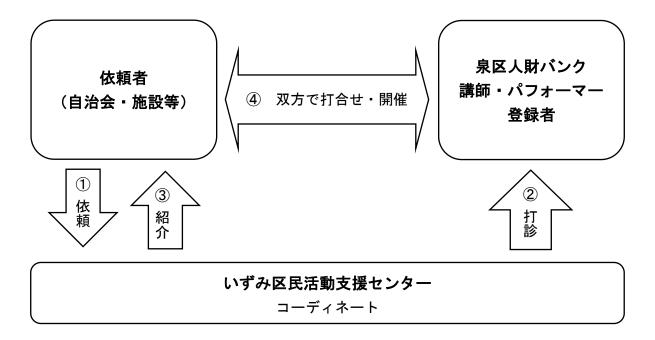
ジ 1 講師・パフォーマーとして登録するには

豊富な知識、経験を活かし、区内施設など公共の場での指導や披露の実績がある人が登録できます。

「泉区人財バンク運営要綱」または本ガイドブック(3ページ「2 登録の要件について」) で登録の要件を満たしていることを確認し、いずみ区民活動支援センターへお問合せください。 登録には審査があります。



※ 2 どのようにして依頼を受ける?



依頼者から相談を受け、いずみ区民活動支援センターでどのような依頼かを聞きます。 その後、センター職員から人財バンク登録者に依頼内容を伝えます。コーディネートしてよければ、依頼者に登録者(連絡担当者)の連絡先を伝えますので、双方で相談し進めてください。

3 その他 報酬について

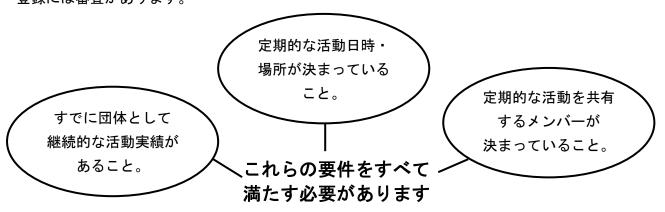
登録者は原則無償で依頼に応じていただきますが、交通費・材料費・教材費等の実費が発生する場合や継続的な活動依頼の場合、その経費について登録者と利用者の双方で協議して決定します。

Ⅲ サークル登録「仲間を募集します」について



登録できる人はどんな人?

「泉区人財バンク運営要綱」または本ガイドブック(3ページ「2 登録の要件について」)で登 録の要件を満たしていることを確認し、いずみ区民活動支援センターへお問合せください。 登録には審査があります。





ジ2 その他 サークル活動支援講座について

いずみ区民活動支援センターでは、地域で活動されている団体の支援として、各種講座を開 催しています。サークル活性化のヒントや問題解決の糸口を提供していけるような支援をして います。

IV 問合せ先

いずみ区民活動支援センター(区役所1階 104窓口)

【電 話】 800-2393 [F A X] 800-2518

【E メール】 iz-kuminkatsudou@city.yokohama.jp

【開館時間】 平日(月~金曜)8時45分から17時まで

【休 館 日】 土・日曜日・祝日・年末年始